

保 存 期 間 1 0 年
法務省管在第 5 2 9 4 号
平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日

地 方 入 国 管 理 局 長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 三 浦 正 晴

構造改革特別区域基本方針別表に定める特定事業の実施に伴う事務取扱い
について（通達）

構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号）第 3 条第 1 項に基づき閣議
決定された構造改革特別区域基本方針（平成 1 7 年 1 2 月 2 日閣議決定）におい
て、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」が定められた
ことに伴い、地方公共団体が設定する特区において当該事業が導入された場合、
同特区内に新たに支店等を開設する準備を行う外国企業の職員に係る在留資格
「企業内転勤」について、特例が認められることとなります。

ついては、本件特例措置による入国審査事務の取扱いを下記のとおりとし、同
取扱いを明年 1 月 1 日から実施することとするので、通達します。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

第 1 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業の対象となる外
国人

1 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の概要につ
いて

（1）地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認
めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の
日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外
国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体
等（地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が 2 分の
1 以上の商法・民法法人に限る。）をいう。以下同じ。）が転貸する施設

（地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合をいう。以下同じ。）を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。

ア 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

イ 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

ウ 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

（２）上記（１）の申請をする地方公共団体は、上記（１）アの施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。

（３）上記（１）アの規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、さらに外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。

① 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。

② 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。

③ 本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、若しくは使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる

施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

- ④ 本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。
- ⑤ 当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。
- ⑥ 施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。

(注) 本事業により特例措置を受ける特区については、内閣総理大臣の認定を受ける際に判断されているので、入国・在留諸申請において上記1(1)のアからウに適合しているか否かを審査する必要はない。((3)の取扱い等については下記3に定めるとおりとする。)

なお、認定された内容等については、本省から地方入国管理局及び同支局に対し通知する。

2 立証資料について

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業により受け入れられる外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の際に提出を求める立証資料は次のとおりとする。

(1) 次のいずれかで、外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す資料

- ア 案内書又はこれに準ずる文書
- イ 事業の開始届出書又はこれに準ずる文書

(2) 本邦の事業所の概要を明らかにする次の資料

- ア 地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用することを明らかにする資料及び当該施設の概要等を明らかにする資料

(注) 地方公共団体が助成の対象として指定する施設を事業所として使用することを明らかにする資料とは、指定された施設の使用に関する契約書又は当該施設につき賃貸借契約を行う意思及び契約後に速やかに地方公共団体に当該契約書等を提出する旨を記した外国法人の誓約書をいう。

また、地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用することを明らかにする資料とは、当該施設の所有者と地方公共団体等との賃貸借契約書（賃借した地方公共団体等が転貸することを認める内容の契約に限る。）、地方公共団体等と当該企業との転貸借契約書又は当該施設につき賃貸借契約を行う意思及び契約後に速やかに地方公共団体に当該契約書等を提出する旨を記した外国法人の誓約書をいう。ただし、当該施設の所有者と地方公共団体等との賃貸借契約書については、事前に地方入国管理局に提出されている場合には個別の申請において提出することを要しない。なお、地方公共団体以外の機関から施設が転貸される場合で、当該機関の商業・法人登記がなされている場合にあっては、当該登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）の提出を要する。

イ 今後1年間の事業計画書（事業が開始される予定の時期を明らかにしたものに限る。）

（3）外国の事業所における職務内容及び職務期間を証する文書

外国の事業所からの在職証明書等で、転勤前1年間従事した職務内容及び勤務期間を証する文書

（4）外国の事業所の概要を明らかにする次の資料

ア 商業・法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

イ 直近の損益計算書の写し

ウ 案内書

（5）転勤命令書の写し又はこれに準ずる文書で、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料

（6）卒業証明書及び職歴を証する次の文書

ア 卒業証明書又は卒業証書の写し

イ 申請人の履歴書

3 審査等

（1）審査

特区における特例措置の適正な適用に問題がないと認められ、次のいずれにも該当するときは、活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、在留資格認定証明書を交付する。

なお、本特例措置を受けて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合の審査は、下記（3）の報告等を受ける地方入国管理局又は支局で行うこ

とし、出張所において受理した申請については、上局である地方入国管理局又は支局へ送付の上、当該地方入国管理局又は支局において審査を行うこと。

ア 当該外国人が勤務する外国企業に対し地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用するものであること。

（注）当該施設は上記１（３）の①の要件を満たす必要がある。また、申請時において賃貸借契約が行われていない場合には、誓約書の提出を要することとしているところ、上記１（３）の②により同旨の誓約書を地方公共団体にも提出することとなっていることから、必要に応じて地方公共団体に誓約書が提出されていることの確認をし、誓約書の写しの提出を求めることができる。

イ 当該外国企業の支店等開設準備を行う活動であり、かつ、本邦に入国後、３月以内に事業を開始することが事業計画書等により確認できること。

ウ 従事する業務の内容が入管法別表の「企業内転勤」の在留資格の項の下欄に掲げる活動であること。

エ 「企業内転勤」の在留資格に係る上陸許可基準に適合していること。

（２）在留資格・在留期間

在留資格認定証明書を交付するときは、在留資格は「企業内転勤」を、在留期間は「１年」又は「３年」とする。

（注）在留期間は、申請人の活動内容等を１年に一度確認する必要がある場合は「１年」とし、それ以外のときは「３年」とする。

（３）地方公共団体からの報告等

ア 上記１（３）の③から⑥までに規定する報告等は、地方公共団体の所在地を管轄する地方入国管理局（当該所在地が横浜支局、神戸支局及び那覇支局の管轄区域である場合を除く。）又は支局（成田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局を除く。）が受けることとする。

イ 上記アの報告等を受けることとなる地方入国管理局長又は支局長は、別紙参考書式により、特区の名称及び対象となる施設、当該特区において報告を受ける地方入国管理局又は支局の名称、担当部門、所在地及び連絡先並びに報告の時期及び方法を当該特区の認定を受けた地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合において、一の特区が地方入国管理局の複数の管轄区域にまたがる場合には、あらかじめ本省（入

国管理局入国在留課）から指示するものとする。

（４）その他

ア 特区認定後であっても、上記１（３）の要件が満たされなくなる事案が発生した場合には、当該事案の発生した地方公共団体に対し、是正を求めること。また、当該特例を受けた者が失踪する事案（事業所を指定場所以外に移転し、事業を開始する前に地方公共団体が当該外国人の活動を把握できないこととなった場合を含む。）が生じた場合、本邦に入国後３月以内に事業を開始せず若しくは当該事業を開始しないこととなった者の帰国に支障が生じている場合等、当該特例措置の適用に問題があること又は当該是正の要求に地方公共団体が応じない場合には、構造改革特別区域法第８条に規定する措置の要求又は同法第９条第２項に規定する認定の取消しを行う必要も想定されるため本省入国管理局総務課（企画官室）あて、特区の名称、要件不適合の詳細について報告すること。

イ 本邦に入国後、３月以内に事業を開始しなかったとして上記１（３）の⑤の報告を受けた場合又は本邦に入国後、１００日を経過しても上記１（３）の④の事業を開始した旨の報告を受けなかった場合には当該地方入国管理局又は支局において在留資格取消しの手続を開始すること。

第２ 報告

地方入国管理局及び同支局の長は、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」による外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の処分を行ったときは、管下出張所分をとりまとめて、１か月分の件数を別紙書式見本に記入し入管ＷＡＮにより本省入国管理局入国在留課（審査総括係）あて報告する。なお、本年９月１日から全国において実施することとなった「外国企業支店等開設促進事業」による報告は必要としないこととする。

（注）従前の報告書式については、本通達による報告書式に改正する。

添付物

地方公共団体あて通知（参考書式）	１部
本省報告書式見本	１部
参考資料（特區別表及び特区マニュアル）	各１部

本信写し送付先

入国者収容所長